

「院内でマスクを着けて」町医者 VTuber の切実な訴え「感染リスクを抑えるため」「コロナは終わっていない」 8 / 15 まいどなニュース



「『院内でのマスク着用』というごく簡単なお願いさえ受け入れていただけない方には、保険医療機関の受診をご遠慮いただきたい」との医師の投稿がXで話題に（photoACより「webbiz」さん撮影、イメージ画像）（まいどなニュース）

炎上覚悟で言いますが、『院内でのマスク着用』というごく簡単なお願いさえ受け入れていただけない方には、保険医療機関の受診をご遠慮いただきたいと思います」

そう語るのは、**整形外科と内科を専門とし、VTuber としても活動する町医者・山吹オルカさん（@YamabukiOrca）**。自身の X（旧 Twitter）で投稿したこの言葉は 10 万ほどの「いいね」を集め、大きな反響を呼びました。

背景には、「医療機関でマスクを着けさせられるのが迷惑だ」という SNS 上の声があるといえます。

「マスク強要が迷惑」という投稿を見て…

投稿のきっかけについて、山吹さんはこう語ります。

「ある投稿で“医療機関が未だにマスクを強要してきて迷惑だ”という言葉を見かけて、違和感を覚えました。**マスクに反発する方の意見が広く支持されている現状に、問題意識を感じたんです**」

山吹さんが働く医院では、これまで強いトラブルはなかったといいますが、**マスク非着用者の診療については「医療者との信頼関係の欠如」を懸念しています。**

症状がなくても“感染させるリスク”はある

「医療機関には、免疫が落ちている患者さんが多く来院されます。感染すると重症化しや

すいため、症状がなくても来院者全員にマスク着用をお願いしています」

一見健康そうに見えても、無症状感染や発症前の感染力は十分ある——そのことを医療現場で肌身に感じているといいます。

「当院ではマスクを忘れた方には無料でお渡ししています。それほど重要な感染対策なのです」

法律的にも「お願い」は正当

投稿では、マスク着用の“法的根拠”についても触れられました。

たとえば民法 521 条（契約自由の原則）では、施設の利用条件として「マスク着用」を求めることが可能です。また、709 条（不法行為）により、マスク非着用者を放置して感染を広げた場合、医療機関が損害賠償責任を問われる可能性もあります。

さらに「医師法第 19 条の応召義務（正当な理由なく診療を拒んではならない）」についても、山吹さんはこう語ります。

「感染リスクの高い行動を取っている、施設ルールに従わない——これらは『正当な理由』として、診療をお断りできると考えています。患者さん自身を守るためにも必要な線引きです」

“終わってない” コロナ 若者にも後遺症リスク

2023 年 5 月の「5 類移行」以降、社会には“コロナ明け”ムードが漂っています。

「でも、死者数を見ればそう言い切れません。厚生労働省の人口動態統計によると、2022 年の死者数は 47638 人でしたが、2023 年は 38086 人、2024 年も 35865 人と、2～3 割しか減っていないんです」

また、現在の感染者推計は年間約 1200 万人（※5 類化以降は、実際の感染者数が把握できなくなっているため、過去の死者数と感染者数から山吹さんが単純計算した推計）。その半数が 20～40 代の若者とされています（※新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード参照）。

「若いからといって安心できません。感染者の約 6%には後遺症（※WHO のレポート参照）が見られ、毎日 1000 人近くの若者が新たに後遺症になっています」

マスクをする」ただそれだけで守れる命がある

最後に、山吹さんはこう訴えます。

「室内の公衆の場でマスクをしている人としていない人とでコロナ感染率を調べた結果、不織布マスクでは 66%減少、N95 マスクでは 83%減少という効果（※CDC 参照）が得られています。マスクは簡単で有用な感染防止策です。

医療者との信頼関係がなければ、適切な医療は提供できません。マスクをお願いするのは、患者さん自身と周囲の人の命を守るため。どうか“黙って受け入れる”のではなく、医療現場の事情に少しでも目を向けていただけたらと思います」

（まいどなニュース特約・渡辺 晴子）